

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部

総務課法務文書室

定期第4264号 平成29年12月22日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

【百小】		
番号	表題	担当課名
7 3 6	指定管理者を指定した件	とくしまゼロ作戦課
7 3 7	平成29年度自衛官候補生の募集期間	,採 地方創生局
	用試験の試験期日,試験場等を告示す	る件 市町村課
7 3 8	指定管理者を指定した件	次世代育成・
		青少年課
7 3 9	同	環境首都課
7 4 0	同	地域福祉課
7 4 1	同	障がい福祉課
7 4 2	同	にぎわいづくり課
7 4 3	同	畜産振興課
7 4 4	同	林業戦略課
7 4 5	同	都市計画課
7 4 6	都市計画法の規定による工事が完了し	た件 同
7 4 7	指定管理者を指定した件	住宅課
7 4 8	口頭により開示請求を行うことができ 有個人情報を定める件の一部を改正す	
	17 回入11 11 11 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	る什 3/1/のい文派至

【企業局告示]			
番号	表	題	担当課名	
1	指定管理者を指定した件			
	· 4 = 1			
【教育委員会		85	也不知名	
番 号	_表 指定管理者を指定した件	題	担当課名	
J	1917日本日で111701717			

徳島県告示第七百三十六号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立西部防災館

一 指定管理者の名称及び事務所の所在地

四国開発土木株式会社

三好郡東みよし町中庄二七六番地一

三 指定の期間

徳島県告示第七百三十七号

補生の募集期間、採用試験の試験期日、 八条の規定により、平成二十九年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条、第百十七条及び第百十 試験場等を次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 募集期間、試験期日及び試験種目

男子の陸上自衛隊 海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

第七回	試験回
曜日)まで平成三十年一月十七日(水	募集期限
日) 日 (金曜	試験期日
及び口述試験 検査、適性検査 筆記試験、身体	試験種目

2 女子の陸上自衛隊、 海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

第七回	試験回
曜日)まで平成三十年一月十七日 (水	募集期限
日) 日 (金曜	試験期日
及び口述試験 検査、適性検査 事記試験、身体	試験種目

備考 学力について試験するものとする。 筆記試験は、 国語(作文を含む。 数学及び社会につき、 中学校卒業程度の

二試験場

男子の陸上自衛隊、 海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

子住吉開拓三八	板野郡松茂町住吉字住吉開	島航空基地	海上自衛隊徳日	第七回
置	位	称	名	試験回

2 女子の陸上自衛隊、 海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

第七回海上	試験回
百衛隊徳島航空基地	名称
板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八	位置

三 応募資格

日本国籍を有し、 平成三十年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の者で、 学校教

育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、 次のいずれにも該当しないもの かつ

- 成年被後見人又は被保佐人
- なるまでの者 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく
- 3 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 の団体を結成し、又はこれに加入した者 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他

採用予定月

五 志願票の受領及び提出先平成三十年三月又は四月

志願票は、各市町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し

提出すること。

徳島県告示第七百三十八号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県青少年センター

徳島県青少年センター 共同事業体指定管理者の名称及び事務所の所在地

徳島市東大工町一丁目九番一号

 \equiv 指定の期間

徳島県告示第七百三十九号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯泉 嘉門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里

特定非営利活動法人大川原指定管理者の名称及び事務所の所在地

名東郡佐那河内村下字南林一番地一七

三 指定の期間

徳島県告示第七百四十号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立総合福祉センター

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

徳島市西新浜町二丁目三番七八号

三 指定の期間

徳島県告示第七百四十一号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 平成二十九年十二月二十二日

ーツセンター) で島県立障がい者交流	がい者支援センター) センター及び視聴覚障 プラザ (障がい者交流 徳島県立障がい者交流	わせる公の施設の名称指定管理者に管理を行
会社岡田企画株式	祉事業団 社会福祉法人	名称 指定管理者の
一六番地の三	目三番七八号	事務所の所在地指定管理者の主たる
同	成三十五年三月三十一日まで	指定の期間

徳島県告示第七百四十二号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 平成二十九年十二月二十二日

徳島県立出島野鳥公園	の郷徳島県立美馬野外交流	の道記念館及び徳島県立渦橋島県立大鳴門橋架橋	わせる公の施設の名称指定管理者に管理を行
島・ベール徳株式会社コー	株式会社四国開発土木	プ	の 名 程 理者
り台一番地の一阿南市那賀川町みど	庄二七六番地一三好郡東みよし町中	五四号	事 務 所 の 所 在 地指定管理者の主たる
同	同	成三十五年三月三十一日まで	指定の期間

徳島県告示第七百四十三号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯泉 嘉門

| 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県腕山放牧場

| 指定管理者の名称及び事務所の所在地

徳島県酪農業協同組合

名西郡石井町浦庄字上浦五三一番地

三 指定期間

徳島県告示第七百四十四号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 平成二十九年十二月二十二日

森の高泉山千年の	徳島県立神山森林公園	わせる公の施設の名称指定管理者に管理を行
倶楽部・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田	組合 中央森林	名称指定管理者の
原字川北三 番地勝浦郡上勝町大字福	西上角三九番地名西郡神山町神領字	事務所の所在地指定管理者の主たる
同	成三十五年三月三十一日まで	指定の期間

徳島県告示第七百四十五号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 平成二十九年十二月二十二日

駐車場及び徳島県幸町場、徳島県富田浜第一駐車	総合運動公園合公園及び徳島県鳴門ウチノ海総	公園、徳島県五本の大田の大田のでは、は、日本のでは、一川の田のでは、一川の大田のでは、一川の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の	わせる公の施設の名称指定管理者に管理を行
株式会社バル	鳴門市	術センター公益財団法人	名称 理者の
地德島市紺屋町二四番	東浜一七〇番地鳴門市撫養町南浜字	吉二 九番地五	事務所の所在地指定管理者の主たる
で 成三十五年三月三十一日ま で	同	平成三十年四月一日から平	指定の期間

平成二十九年十二月二十二日事が完了したことを公告する。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次のとおり工徳島県告示第七百四十六号

徳島県知事 飯 泉 嘉

門

五番一六三三五番一三及び一三三 四五二番地同 一三三五番八、一 同	名西郡石井町石井字石井九〇九番一の一部 名西郡石井町石	一九番六の各一部一九番二及 地の五一九番四及び一九番五並びに一九番二及 地の五上下島字諏訪ノ元一九番 鳴門市撫	び字辻裏番外七番三 平山四五番地同 牛島字西辻一四三七番一及 勝浦郡勝浦町	和恵島字北須賀東六六一番 「大番地」 の の の の の に の に の に の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に に の に の に の に の に の に に の に 。 に の に 。 に の に 。 に の に 。 に に 。 に 。 に 。 に に 。	吉野川市鴨島町敷地字宮ノ北四一一番一(三番地)	小松島市小松島町字南開二九番一	四〇番二及び二四〇番九 五〇五番地同 大津町吉永字前ノ越二三九番三、二 同	グタウン鳴門B 場門市大麻町桧字野神ノ北一六番一 場門市無養町大	地域の名称	関系の対 スは 二回ば 言れる
地高原字中島	九五一番地一〇	地の五鳴門市撫養町木津九〇番	平山四五番地勝浦郡勝浦町大字三溪字	号室 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	二番地吉野川市鴨島町敷地三九	二一番地四板野郡北島町高房字堤下	1地 南浜字東浜	グタウン鳴門B一〇一号岩浜一二番四六 リビン鳴門市撫養町大桑島字濘	所	開発許可を受けた者
フ徳島 フ徳島	川野利明	有限会社芝山住建	有限会社三溪商事	坂本 千秋	住友 祐介	タント株式会社 東四国総合コンサル	株式会社東京不動産	西岡東由	氏名	くけた者

株式会社渡辺不動産	池三二番地一板野郡北島町江尻字妙蛇	同字稗畑二六番一
株式会社大三土地	番地三	町有地字外川也七番及び同地先
高畠和子	三〇番地三中村字江口	同中村字江口二七番一の一部
板東茂	八二番地字大西	の各一部字大西一番一及び二番一
同	同	同字西中野九二番一
濱口 吉春	八三番地鯛浜字かや	同鯛浜字かや一三八番一
ポープター ちゅうりっ 東部地域活動支援セ 東部地域活動支援セ	古田九番地一新喜来字北	字与今田三番二及び四番一の各一部三四番一及び三五番三の各一部並びに中村同 字三町地三四番三並びに
株式会社渡辺不動産	池三二番一板野郡北島町江尻字妙蛇	三三番二〇及び三四番一の各地先町有地三番二〇及び三四番一並びに三三番一九、板野郡北島町北村字新川屋三三番一九、三
井手 悠加	ルホリグチA棟一〇一二一六番地一 ファミー名西郡石井町石井字石井	同高川原字桜間二二九番五
式会社	地四一番地一地四一番地一	の各一部 字白鳥三八九番三まで八八番及び三九六番一から三九六番三まで六番八及び三九六番九並びに三八四番、三 テ白鳥三八九番三、三九

徳島県告示第七百四十七号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 平成二十九年十二月二十二日

成三十三年三月三十一日まで	吉二〇九番地五	給公社	び大麻団地県営住宅及新浜町団地県営住宅及
指定の期間	事務所の所在地	名称 程定管理者の	わせる公の施設の名称指定管理者に管理を行

徳島県告示第七百四十八号

情報を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十九年十二月二十二日から施行し、平成十四年徳島県告示第千六十四号(口頭により開示請求を行うことができる保有個人 同日以後に実施する試験に係る保有個人情報について適用する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 問

点及び科目別得点」に改める。 表徳島県立総合看護学校入学試験の項中「学科試験の総合得点」を「学科試験の総合得

徳島県企業局告示第一号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 平成二十九年十二月二十二日

徳島県企業局長 小原 直 樹

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県藍場町地下駐車場及び徳島県松茂駐車場

株式会社ティビィケイ 指定管理者の名称及び事務所の所在地

徳島市国府町花園五十九番地三

三 指定の期間

徳島県教育委員会告示第三号

等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号)第六条第一項の規定により告示する。 次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項の規定に基づき 平成二十九年十二月二十二日

徳島県教育委員会

教育長 美馬持仁

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立埋蔵文化財総合センター

公益財団法人徳島県埋蔵文化財センター 指定管理者の名称及び事務所の所在地

板野郡板野町犬伏字平山八六番二

三 指定の期間